

市長交際費支出基準

平成27年2月2日改正

(1) 祝儀

各種団体等(官公庁及び市が補助金等を交付している団体を除く。)が行う式典に来賓として出席する場合の祝い金として支出し、1万円を支出限度額とします。

(2) 会費

各種団体等が行う会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇親会費として支出し、金額が案内文等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は1万円を支出限度額とします。

(3) 寸志

自治会・町会等地域住民や私立の幼稚園等が主催する夏祭りや運動会等の行事に来賓として出席する場合で、会費が示されない飲食等実費相当額について支出し、5千円を支出限度額とします。

(4) 香典

市政関係者(地元選出の国会議員、県議会議員及び市議会議員、市行政委員会委員、市常勤特別職、近隣・関係地方公共団体の長及び常勤特別職、市非常勤特別職、市が所属する一部事務組合議員、公共性のある団体の長その他市長が認めた者(一部、元職を含む。))並びにそれぞれの者の親族)への香典として支出し、1万円を支出限度額とします。

(5) 生花

市政関係者(地元選出の国会議員、県議会議員及び市議会議員、市行政委員会委員、市常勤特別職、近隣・関係地方公共団体の長その他市長が認めた者(一部、元職を含む。))への生花代として支出し、実費相当額とします。

(6) 土産品

来客又は訪問先などへの土産品代(市政運営上、必要と認められる場合に限る。)として支出し、実費相当額とします。

(7) 激励金

本市の公益性を高める団体又は個人を激励する激励金として支出し、1万円を支出限度額とします。

(8) 賛助金

各種団体等が行う事業に対する賛助金(公益性があると認められる場合に限る。)として支出し、1万円を支出限度額とします。

(9) その他

上記のほか、市長が特に必要と認める場合に支出し、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とします。